平成２３年（フ）第５１３号
兵庫県三木市口吉川町槇114番地
破産者　株式会社美の川
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７号
兵庫県西宮市甲風園１丁目６番11号
破産者　有限会社ＰＡＳＳ
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６５号
兵庫県朝来市生野町口銀谷字溝ノ内2209番地の６
破産者　有限会社谷藤石油
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３号
島根県簸川郡斐川町大字上庄原1255番地４
破産者　まるわき建機有限会社
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦109番地
破産者　合資会社ＭＩＷＡトレーディング
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
茨城県古河市水海2268番地１
破産者　有限会社ＳＲＧ
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６８２号
東京都八王子市大楽寺町260番地２
破産者　柴田　公男
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６３号
東京都東久留米市野火止３丁目４番５―504号
破産者　北園　政一
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４７号
神奈川県厚木市金田492番地
破産者　有限会社東洋高分子工業
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５１号
相模原市南区東林間８丁目14番23号
破産者　有限会社天昌苑
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６０号
相模原市中央区中央４丁目13番14号
破産者　有限会社コビエ商会
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３３号
岐阜市上材木町423番地
破産者　株式会社ＢＥＳＳ岐阜
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６０号
岐阜県本巣郡北方町北方1835番地の12
破産者　有限会社北友
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６１号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町５丁目11番地の３
破産者　伊藤　史和
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７９号
岐阜市六条大溝１丁目12番20号
破産者　有限会社タニグチ工芸
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５３号
静岡市清水区七ツ新屋１丁目15番11号
破産者　株式会社御門台自動車
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２号
静岡県沼津市千本港町２番地
破産者　株式会社カンパニー
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５６号
秋田県大館市有浦１丁目８番50―５号、開始決定時の住所秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯26番地16
破産者　太田　正一
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１５９号
栃木県小山市南乙女２丁目５番地２　サンガーデンＴＳＫ―Ａ棟103号、開始決定時の住所栃木県小山市城東４丁目11番12号
破産者　後藤　隆幸
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１６０号
栃木県小山市南乙女２丁目５番地２　サンガーデンＴＳＫ―Ａ棟103号、開始決定時の住所栃木県小山市城東４丁目11番12号
破産者　後藤　秀子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７１号
札幌市中央区北９条西20丁目２番10号　フレンドマンション105号
破産者　山口　広祐
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部